

(第二十四部)

第二回 参議院決算・商業・鉱工業連合委員会會議録第一号

昭和二十三年三月二十九日(月曜日)午後十一時八分開会

委員氏名

決算委員

委員長 下條 康雄君

委員 太田 敏男君

委員 山下 義信君

委員 岩崎正三郎君

委員 吉川末次郎君

委員 北村 一男君

委員 田方 進君

委員 谷口彌三郎君

委員 深川タマエ君

委員 駒井 善平君

委員 伊藤 一郎君

委員 山崎 恒君

委員 千田 正君

委員 西田 天香君

委員 岩崎正三郎君

委員 中川 利勝君

委員 今泉 政喜君

委員 中川 幸平君

委員 竹中 七郎君

委員 平野善治郎君

委員 小野 哲君

委員 鈴木 憲一君

委員 伊藤 計君

委員 榮 一君

委員 恒 一君

委員 小川 友三君

委員 天香君

委員 岩崎正三郎君

委員 中川 利勝君

委員 今泉 政喜君

委員 中川 幸平君

(111)

大島 英次郎君 原 虎一君
村尾 重雄君 荒井 八郎君
大屋 三三君 寺尾 肇君
平岡 市三君 堀 末造君
池田七郎兵衛君 入交 太蔵君
岩木 哲夫君 林屋龜次郎君
深川榮左門君 鎌田 逸郎君
橋見 義男君 小宮山常吉君
佐伯卯四郎君 宿谷 榮一君
玉置吉之藏君 田村 文吉君
藤井 丙午君 帆足 計君
細川 嘉六君 佐々木良作君
濱田 寅藏君

本日会議に付した事件

○中小企業振興法案(内閣送付)

○委員(下條康雄君) 只今から決

算委員、鉱工業連合委員会を開きま

す。予備審査のため付託されました中

小企業振興法案を議題といたします。

○商工大臣(水谷長三郎君) 中小企業

振興法案の提案理由を御説明申上げ

ます。

○委員(大島英次郎君) 中小企業

振興法案は現下の最も深刻且つ

重大な問題の一つでありまして、この

中小企業の健全な育成を図りますこと

は、庶民の急を要することと信する者

であります。今これを次の三つの角度

から考えて見たいと思ひます。

第一に、中小企業問題は單なる経済

問題に止まらず、実に深刻な社会問題

であります。元來日本人の工場が、数

において全体の九十九、労働者数にお

いて五四六を占めておるのが、我が國

の工業の特色であります。この事實は、

我が國の産業構成上、中小企業の存立

如何が、如何に重大な意味を持つかと

いうことを明らかに示しているものであ

ります。その中小企業が、現在大多數

非常に苦しい状態に追い込まれておる

ことは、單に経済政策の上からだけで

なく、社会の治安にも保われる由々しい

問題であると考えざるを得ないもので

あります。今後我が國の経済のあるべき姿

を考へますならば、これが自由公正な

なものといふのであらうと思はれるの

であります。即ち、我が國はもと／＼

資源に乏しい國情にありますため、原

料を國外に仰いで、これに加工して輸

出を行い、これを以て國民生存の経

済的基礎とせざるを得ないのであり

ますが、只今申上げました我が國の國

際的地位及び経済條件の根本的変化に

伴ひまして、この加工貿易の極めて大

きな部分は、中小企業の手によつて担

つて行かざるを得ないであらうとい

ことは明らかであります。然るに現在

の中小企業が、果して國際水準に達

しているかどうか、頗る憂心に堪えな

いのであります。この点に鑑みま

すと、中小企業の水準向上は、我が

國経済存立上緊急不可欠の問題であ

ります。以上申述べましたように、國内

における社会情勢から見ても、自

由公正競争の確保による経済民主化の

観点から申しましても、將又我が國の

置かれるべき國際経済上の自立とい

うことから考えましても、中小企業の健

全なる振興を図ることは、この際何と

しても行わねばならぬところであると

思ふのであります。

中小企業は、現在非常に苦しい立場

にあります。而して今中小企業の苦境

は、一体何に起因してあるかを考えま

すれば、大体三つの大きな原因がある

と思はれるのであります。

即ち第一には、何といふことなく、

一般的に漸進しておる大企業偏重の傾

向であります。優秀な中小企業でも、

單に規模が小さいために無視されるよ

うな傾きはないか。我々はこのよう

傾向は誠に好ましくないものとして、

その是正を図らねばならぬのであり

ます。

第二には、中小企業が数多く、規模

御審議に際しまして、個々具体的に申述べたいと考へるのではありませんが、以上申述べたような理由から、中小企業は二つの重要な機能を中心としておののけであります。即ち中小企業は全体の公正な利益の代弁者として、政府内外に対してその擁護に當る機能がある第一であります。次は具体的に、中小企業の技術、経営その他の指導を行い相續相手となりまして、中小企業の水準を向上させる機能、これが第二であります。このような機能を有しますため、一面中小企業の大分を構成する商工業の突進と密接な関係を保ちつつ、他面においては独立の地位を必要とした次第であります。

又その権限といたしましては、これらの目的を達成するに必要な事項を擧げておるのであります。中小企業局長官には特に強固の地位を與へておるのであります。又中小企業振興の上下に重要な点は、施策の具體的運籌如何にあるのであります。この点に關しましては、特に中小企業の特長に鑑み、各地方の公共団体その他地方商工局等、廣範圍の機關の機能を十分活用すると共に、中小企業連絡調整委員会の活用によりまして、各政府機關全体の綜合的運籌をも図ることによりまして、強力且つ確實な施策を推進いたしますのであるのであります。同時に右のような特殊の任務に鑑みまして、その實質的効果を増進するため、國一的形式主義の排除に努めると共に、特に各方面の専門家を多数包容し、運営の完全を期する所存であります。中小企業問題は、我が國の當面する

重要問題の一つであります。而して中小企業振興の第一歩をなすものであります。この重大性に鑑みまして、何卒本法案に対し、慎重御審議の上、御賛同あらんことを切に希望いたします。○委員長（橋本嘉吉） この際商工大臣に対する御質問を願います。○山下義信 總理の御出席があるように聞いておりましたが、總理に対する質疑は保留して置かしまして、商工大臣に伺いたいと思ひます。この法案の持つておきます意味は非常に重大でありまして、いろいろ質疑いたしたいことは多々あるのをごさいます。が、他の閣僚議員諸君の御質疑もあらうと思ひますので、私は極めて簡単に大體のことを伺つて置きたいと思ひます。中小企業に對する、この場合では中小企業の振興策といふことになつておられますが、振興といふ意味でも持つておられますし、その他の意味を持つておられますし、その趣意は、中小企業に對する現内閣の方針はどこにお置かれますか。具體的に申しますと、總理大臣は民主黨の總裁の總理大臣、民主黨は言うまでもなく修正資本主義を持つておられます。あなたは社會黨の商工大臣、即ち言うまでもなく社會主義に據つておられます。この中小企業に對する政策の主義はどこにお置かれますか。修正資本主義といふことを伺いたい。修正資本主義によりまして中小企業の振興策をお探りになるか、社會主義によりましての中小企業振興策をお探りになるか、どちらかをお探りになるのであります。

るか、その点を伺いたいと思ひます。それから第二点といたしましては、私は大體のことを伺ひますが、元來中小企業といふものは、今日の經濟情勢の上から参りまして、大體の國策の上から参りまして、相當これは整備して行かなければならぬ。整備といふことは、それは育成もありましよう。又反対には淘汰もある筈なのでござい。でありますから、整備をして行くといふ大きな必須の任務がある。その間においてどういふふうに行かせるか、その整備と振興とのすすする点の御方針を伺いたいと思ひるのであります。

第三点としましては、これは又別に閣僚員から詳細に質疑があると思ひますが、行政整理との関係、即ち言うまでもなく、行政面の相當の整理をして行かうといふ過程において、可なり歴大な新しい官廳を設けて行かうといふ、その矛盾性に対するお考えはどういふふうを持つておられますか。いま一つ、この御説明を聞きますと、いと、相當重大なる任務を持つておる官廳であります。然るにその中小企業振興といふものの中を見ますと、これは相當の調査とか、いろいろさういふような情報を集めるとか、机の上の仕事をする官廳のように見受けられます。果して今やういふ程度に仕事を官廳で、只今大臣の御説明になりましたやうな中小企業の重大なる育成といふか、助長といふか、養護といふか、そういう仕事がこの官廳ででき得るというお見込み

ありますかどうか、以上伺いたいと存じます。○國務大臣（水谷長三郎） 御質問にお答えいたします。修正資本主義の中小企業政策と、社會主義の中小企業政策といふものはどうかというところであります。御質問者は、修正資本主義の中小企業政策はどうかというふうなものであるか、社會主義の中小企業政策はどうかというものであるかという御説もございませぬので、どういふふうなお考えの下にさういふ御質問をされるかどうかわかりませんが、我々は民主黨といひ、社會黨といひ、或いは國民協同黨といひ、連立内閣を作りましてに當りまして、三黨政策協定をやりまして、ひとり中小企業の問題でなく、あらゆる政策に對して、それ／＼調整をして政策協定をやつたのであります。従つてその線に沿つてやつて行くものでありますから、民主黨の中小企業政策と、又社會黨の中小企業政策と、更に國民協同黨の中小企業政策とは、この現内閣においては何らの矛盾も生じないものと御承知を願ひたいと思ひます。

それから第二には、この中小企業の振興と申しまして、現在の日本の經濟力におきましては、中小企業なるが故に、あらゆる中小企業を無差別に保護育成といふやうなことはできないのでございまして、或る程度の重点主義を行なうてはなりません。例へば輸出産業に關するもの、或いは重要基礎産業に關するもの、或いは生活必需品に關するもの、或いは工合に、重點的にこれを振興して行くより外に仕方がございませぬ。従つて中小企業の振興といふものと、中小企業の整備といふものとは、並行して行われるものであるといふ工合に御了承を願ひたいと思ひます。

更に又第三の行政整理との関係、行政整理が叫ばれておる今日において、さういふやうな歴大な機關を作ることは、これは相矛盾することではないかといふこととございしますが、言うまでもなく、私の理解するところによれば、行政整理といふものは、味増も美も天引きに整理をするのではなく、いわゆる必要なるものは附けるが、必要なるものはこれを殖やして行く。いわゆる能率的にやることが私は行政整理の眼目であらうと思ひます。従つて今度の行政整理におきまして、不必要なる官廳機構といふものは閉止されざるが、又これに反して必要な官廳機構といふものが設置されるということは何ら矛盾ではないのでございまして、それは能率的な、民主的な行政整理はかくあらねばならないものである。このように私は信じておる次第でございします。

更に又第四の点は、中小企業の振興育成といふことは非常に大きな問題であつて、これしきの官廳においてはなかなかかゝる官廳ではないかといふやうな御質問、不十分でないかといふやうな御質問とございしますが、これは或る程度その通りでございしますが、併し我々は、現在必要なる官廳と雖も、できるだけそれを國民に迷惑の掛からぬやうに節約した形でやつて行かなくてはならぬので、必要であれば歴大な機關も作つてもよいといふわけには参りませぬので、必要であつてもそれをできるだけ國民諸君の負担にならないやうに、是非これだけは必要

だという機嫌に止むべきが正しいのではないかと、このように考へておる次第であります。

○山下義信君 只今の大臣の御答弁では、私は承服いたしかねるものであります。民主党の持つべき主権政策、社会党の主権政策、これは十分に存じません。分りません。丁重にいたしかねておられます。更にこれは小委員会ができましたときに伺います。要するところ、民主党の主義から申しますれば、中小企業を労働一体で育成して行く、社会党の持つべき政策からいへば、このように利潤追求の企業形態は成るべく排除して、そうして公共的經營形態のものに移行して行くという政策を持つておることは、常識的に推考考へておるところなのであります。

これをものと詳細に大臣から又伺ななければならぬと思ひますが、大体において中小企業の育成は、これは政府の方で進めておいてになる考へですか。業者自身が相當の利益を擧げることによつて、中小企業が鞏固になるという方針でこれを育成なさる方針ですか。その点をいま一つ伺つて置きます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 社会党の政策は、如何なる企業も全部國有とか、或いは公共形態に持つて行くというようなことは、立憲以來未だ言つて言つたことではありません。いわゆる社会党の一般政策には、基本産業、重要産業というものの社会化ということとは違つてあります。これに反して、中小企業は、これを國同組合化して育成して行くという方針を立てておるのであります。今あなたのおつた言ひましたのは、社会党の政策に対する誤解ではなからうかと思つておる次第であります。

す。その点は十分顧り物でありますから御研究をお願いしようと思つておられます。更に又現在の資本主義經濟機構の下において、企業に適正なる利潤というものを認めなくてはならぬことは、これはいうまでもないことであります。社会党はそういうような中小企業の適正な利潤を否認するということはない、立憲以來言つたことはございません。

○田村文吉君 今從大臣から御説明を頂きましたので、如何に中小企業というものが、今日の日本の現状において、この振興が必要であるかということ十分に納得いたしました。又私は常にそういうことは考へておるものであります。これはまた恐らくは眞實でない点だらうと思つておられます。ただ大臣の御説明の中で私共の十分に知り得なかつたのは、振興は必要であるが、何が故に企業と云ふものを別に作らなければならぬという点であるか、これが十分御説明が頂けなかつたのであります。が、専任にするということになればいいのだらうという大臣の御説明であります。が、大体この商工省というものは、昔から中小工業の専門の役所みたいなものであつたのであります。殆んど大工業といふものは商工省には余りお世話にならない。商工省といふものは、所謂中小工業の振興のために在來はやつて来て頂いた役所であつたと私は存じておりましたのであります。でありますから、そういう所であつたのに、今度切離して中小企業といふものをお引越したるのには、丁度尻を貸して母屋を取られたやうな商工省の感じがちよつとしたのであります。

が、なぜ、どうしてもそういう新たな職を作らなければならぬとお考へになるのであります。その点の御説明を頂きたいのであります。それは或いは先行き細かい御説明を頂くことになるかも知れませんが、大体中小企業は、どういふふうにして在來の商工省の行政事務をお分けになつてお持ちになる御方針であるか。細かい点の後で伺うとしたしまして、大体の御趣意を一應御説明頂きたいのであります。それは例へば規模の大小によつて、陶器業なら陶器業であつても、大工業でやつておるものは構わないし、中小企業のものをおやるのだ、例へば電球の大きな企業でやつておるものは構わないが、小さな規模でやつておるものをやるのだといふやうなやうな、規模によつて大体お分けになつて行く方針なのか。そうでなく、業種によりまして、大体これは中小工業の業種であるからといふことであれば、その業種自体を全然分けておしまひになる。こういう御方針でおいでになるのであります。この点を第一にお伺ひいたします。今度の中小企業と云ふものが、どういふ必要で、どういふことによつて振興ができるかといふことの御見解がつかぬのであります。考へるのではありません。それだけ私共考へますのは、規模によつて分けるということになります。非常に混亂をいたして参ります。或る同じ原料、資材を配るにいたしましても、小さな企業のものとは別に、大工業はそれぞれ大工業によつて一々分けて行くといふやうな混亂が出て参ります。考へますので、専任にならぬといふことは、確かに一種の特設は持つわけ

ありますが、從つてそこに非常な混亂が起つて参ります。考へますので、果してどういふ点でこれが企業と云ふものを別にする必要があるのか、これを一つお伺ひいたしたいのであります。

それから今山下議員からも質問のありました行政整理の叫ばれております時代でありますから、努めて簡素に、實際に有効に官廳事務をやつて頂くという大臣の御答弁は至極御尤もであるのであります。が、今度中小企業といふものを分けるになりました。今日の二千九百二十四ベースでよろしいと思いますが、大体の予算はどのくらいをお見込みになつておるのであります。これも一つ伺ひたいと存じます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 詳細な点は政府委員から御説明申し上げます。が、第一の点であります。成る程商工省といふものの本來やつておつた仕事を、政策的に選んで見ます。と、今田村さんがおつたやうな御議論は背けるのであります。それは日本經濟の進展につれて、商工省といふものが廣く生産者或いは事業者といふやうな色彩を帯びまして、戰爭中ば商工省といふ名前も消えてなくなつたやうな状態でありまして、更に戦後におきまして、我が國の日本の經濟の再建並びに再編成のために、商工省といふものが廣く一般の生産者といふ立場に立たねばならぬことも、これは御了解願ふと思つておられます。併しながらそうかと申しまして、今後日本の經濟の在り方におきまして、大きな比重を占めるところの中小企業といふものを、單にこれまで中小企業の振

興をやるのだといふやうなことを申しまして、それに対して何らの構造的な付けもない状態に放つて置くといふことは、これ以上どうするわけにも参りませんので、中小企業といふものを設けるに至つたやうな次第であります。この中小企業法が收めましますところ、いわゆる範圍といふものは、どういふ工合になるか。或いは業種別、規模別かといふことになりまして、これは中小企業とは何ぞや、その線をどこに引くかといふことによりまして、人いろいろ意見があると思ひます。業種によつて、これではどうしても中小企業でやらなくてはならないといふ、誰の眼から見てもはつきりしておるところの業種は、はつきりしております。が、そういうのはつきりしない分もありまして、私は業種、規模、両方から考へて行かなければ、業種だけで區別するのだ、或いは規模だけで區別するのだといふわけには参りかねるのではないかと申します。その他詳細の点は政府委員から御説明申し上げます。

○田村文吉君 予算はどのくらいですか。

○政府委員(細井龍太郎君) 只今大臣から御答弁がございました。点を補足いたします。申し上げたいと思ひます。中小企業法の趣意は、企業なり物資を直接所管担当いたさないことになつております。物資の担当はそれ、各原局がございまして、他省に關係した物資もございまして、中小企業法に於いては、物資なり企業を直接担当しない、主として中小企業面の各業種別に見まして、各中小企業部面の指導なり、その他一般的指導の仕事をや

つて行く、こういうふうなことになる
ております。それで大体申上げます
と、現在の案によりましては、中小企
業におきましては、長官の下に振興
局と指導局と二局設置いたしまして、
振興局におきましては、主として協同
組合の問題とか、或いは金融の問題と
か、その他中小企業対策の一般問題
を取扱うことに考えております。指導
局におきましては、それ／＼業種別に担
当の課を幾つか作りまして、これによ
りまして各所管の振興局と連絡を取りな
がら、業種別の指導なり、振興の具体
案を立てて行く。そうしてこれを実行
に移しますのは、更に地方的には地方
の商工局が中心となりまして、関係府
縣の連絡調整をいたして参りまして、
第一線の業務は地方長官を中心として
府縣において実施して頂く、これに
必要なる経費は本省において持つて行
く、こういうような構想であります。

そこで予算の問題でございますが、
二十三年度、取敢えず只今大蔵省と打
合しております程度で、二十三年度
におきまして、中央の経費といたしま
して千五百二十万四千円、地方経
費といたしまして千二百七十万円ば
かり、合計いたしまして約二千八百万
円ばかりの経費を計上いたしております
。但しこの経費の中には、事業費と
しての中小企業の企業者の協同組合の
共同施設の指導助成に要する経費は、
二十二年度におきまして、二千二百五
十万円ばかり計上いたしまして、只今
実行いたしておりますが、二十三年度
におきましてこれを更に増額いたし
たいというつもりでおりますけれども、
一應只今申上げました二千八百万円ば
かりの中には、共同施設の助成に關す

る経費は見送りになつておりまして、
將來更に必要があれば追加予算その他
で御審議をお願いしたい、こういうよ
うに考えております。

○田村文吉君 大体お考えは分つたの
であります。そういたしますと、在
来の振興課でおやりになつたようなこ
とを大きくして題でおやりになる、こ
ういふようなことに考えたらよろしい
のであります。それとも安本の計画
をなさるような仕事を、今度ここでな
さるうというふうなことになるのでご
ざいますか、その点をもう一つ。

○政府委員(總務課長) 大体の筋
は、現在振興課のやつておりましたこ
とを更に拡充いたしまして、徹底的にや
るといふことになりまして、それ以外
の面におきまして、特に重要な点は、
中小企業課の長官が、非常に力の強い
中小企業課のあらゆる場合における強
力なる代弁者になるということであり
まして、尙商工省の外局として置かれ
けれども、商工大臣の管理には属します
か、そのような他の省の所管に属する
部分におきまして、直接企業は、先
程申上げましたように、中小企業の振
興に關する代弁者としての仕事は長官
がこれをやつて行く、こういうような
ことになつております。更に具体的な
仕事といたしましては、現在各業種別
に強い指導をいたします力が欠けて
おりますので、中小企業課の陣容を拡
充することによりまして、業種別の指
導を徹底的にやりたい、こういうよう
な構想でございます。

尙人員は大體中央、地方合せまし
て、予算の上では二百七十人ばかりに
なつております、こればかりの数で

は十分な指導が到底行えないようなこ
とでございますが、現下の財政状況で
は、この程度で止むを得ないと考えて
おりますが、同時にこの不足の分につ
きましては、各方面の官民の試験、研
究機關の十分な御協力を願うと同時に
、府縣廳に全面的に一つ第一線の仕
事として活動して頂く、こういうよう
なことでも補つて行きたい、かように考
えております。

○田村文吉君 もう一つお尋ねしたい
のですが、地方に商工局があります
が、その商工局の中に、何ですが、こ
の企業課の出張ができるわけですか。
そうでなくて商工局の人が商工省の指
図を受けて、或いは地方企業課の指図も
受けて仕事をやつて行く、こういう御
趣旨ですか。

○政府委員(總務課長) お答え申
上げます。地方商工局は現在の機構に
おきまして、商工省の地方機関とし
て、中小企業の指導面でも相
當の仕事をやつて頂いておりますが、
今度中小企業課ができました際におき
まして、特に中小企業課の地方的な
機構として、大きな地方的な機構を作
る、こういうつもりはございません。
全面的に現在の地方商工局にお手傳
い願ひましてやつて頂く、ただ必要が
あれば、或いは相當の一課だけでは不
足するかも知れませんが、それも必要に
應じてやるというところでございます。
従つて余り人の数もそのために商
工局に増やすということとは考えており
ません。

○中川幸平君 只今商工大臣から提案
理由の説明を承つたのであります。が、
本案は行政機構の改革問題でありまし
て、本案の審議に當りましては、先ず
總理大臣が行政機構審議会担任の大臣
と質疑をいたしまして、その上で商工
大臣と質疑をいたしたいと存じます。
何卒總理大臣或いは行政機構担任の大
臣の出席をお願いしたいと思ひます。
○委員長(下條重賢君) 中川君にお尋
ねいたしますが、その總理大臣の出席
を要求しておりますけれども、まだお
見えになりません。次会に多分お見え
になると思ひます。

○平田正壽 先程田村委員の御質問に
對して、大臣並びに政府委員からの御
答弁がありました。この中小企業課
設置法案の中小企業対策の最も重要な
ところの一面が、この設置法案の中
に據けておると私は考えております。
これは中小企業課の對象となるべきもの
の限界が持つともはつきりしてない
。先程は具体的な問題でなく抽象的
なお話だけでありまして、大体先程の
大臣の御説明の中には、従業者百五十
名以内のものに日本においては非常に
多い、その辺を對象にすべきじゃない
かというお話と、政府當局の立場から
いへば、従来の商工省における仕事か
らいへば、中小企業課の金融關係の
問題を大体抜充して行く、大体という
言葉だけのことであつて、この中小企
業課として必要のあるところの對象
物に何ら規定がないということに對し
て、この点において不確な点が多々あ
ると私は思ひます。どういふふうに限
界を引いて、或いは弾力性を持たせる
ならば、どの辺に弾力を持たせてやつ
て行くのか。例えば農村工業の貿易生
産物を作るというふうな問題に對し
て、中小企業課の方に對して面倒を見
るのか、いろいろ問題が起つて来る
と思ひますが、限界がはつきりしてい

ないところの法律だけを置いて何ら
價値はないと思ふ。どの辺に對象とす
べきものの限界があるか、その問題を
はつきりして置かなければ、中小企業
課ができたとしても、單なる官廳を
置いただけという問題にしかならな
い。この点についてはつきりした限界
があるならば、むしろこの際はつきり
して頂きたい。こう思ふのでありま
す。

数、生産額等によつて、機械的、形式的に境界を設ける考えは持つておりません。むしろ常態的に中小企業と云われるものにつき、政府の援助指導の必要という実質的観点から、弾力性ある運用を考へて行くのが正しいのではないかと考へております。

○千田正吉 誠に結構な案であつて、そういう行き方で行けば結構ですが、現実の上で金融という問題が起きた場合には、そういう弾力性も、いわゆる含みを持つて存んで頂けませんかという点も、將來商工金融の問題に対して大きな問題でありますので、實際においては、何百何千という数で、こういう金融の弾力性の必要が起つて来ると思いますが、只今の大臣の御説明に従つて、弾力性あるものとして存んで頂けるかどうか。この点予め何つて頂きたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎) これはかねがね商工當局といたしまして、國金本會議或いは委員会で言明いたしたように、この度こういうような機構が決定すると共に、我々いたしましては、できるならば中小企業の専門の金融機関を設けてやつて行きたいというので、今いろいろ準備し、又折衝を重ねておるのであります。只今の御質問者のお話は、恐らくあつた資金の中小企業という点になると、その範圍が非常に廣いものと考へておられるというように考へますが、私は大体含みにあつたかと思ひますが、そういうような点があるのです、この際はつきりとして中小企業専門の金融機関というものを決めるのが私は正しいのではない、その方法に努力して行きたい、このように考へておる次第でございます。

○國務大臣(水谷長三郎) 御質問の

第一点は、この法案によると、それは主として工業に関する対策であつて、中小商業に対しては何らの対策もないではないか、それはどうかという御質問でございますが、この度政府の発表いたしました中小企業対策は、中小商業全般に関する対策でございます。必ずしも工業のみを対象としたものではなく、商業も含めた対策でございます。即ち技術の向上の問題も、経営の能率化の問題も、いずれも工業、商業共通の問題でございます。ただ商業につきましても、この対策に含まれていない特有の問題があるのをごさいます。それについて更に別にその対策を考へる必要があると思つております。それで今回は特に中小企業の中

に商業を専門に担当する課を設けまして、総合的な商業対策を立て、それを実施したい意向でございます。指定配給物資の配給機構の問題、或いは配給の困難な問題が多い状態でありまして、これにつきましても、餉料、配給機構の確立、延いては生産配給の向上等、國民生活の確保というものに主眼を置きまして、十分対策を立てて行きたいと思ひます。形の上から見ますと、非常に工業に偏重するように取られますが、靜かに内容を御検討願ひます。さういふ両方に行き及ぶところのものであるという工合に御了承願ひたいと思ひます。

更に又こういう官廳がござますことによつて、非常に速に國民に迷惑を掛けるのじやないかという御懸念もあつまして、私もそれを懸念しない

わけではないのでございます。それら各点は十分に氣を付けてまして、今後これができ十分に氣を付けてまして、今後の法案に盛り込まれた中小企業に関する問題は、全部中小企業に於いて頂ければ解決ができて、その他細かい邊境はこちらの方で責任を持ちまして、そういうような点は万端備なきように期したい、このように考へておる次第でございます。

その次は將來中小企業の發展性の問題についていろいろ御質問がございます。それは過度の集中排除の法律が、或いは又独占禁止法の法律が制定されました趣旨に鑑みまして、今後中小企業というものが我が國産業の將來の中心課題になることは、これは言ふまでもないのでございます。私はさういふ意味におきまして、今後中小企業というものは十分發展性のあるものであり、又経済民主化の立場の上から申しまして、發展させねばならぬ問題だといふ工合に考へて、このように官廳的な措置を講じたような次第でございます。

○油井賢太郎君 今第二番目の質問は、統制経済下にあつての中小企業の發展性というものについての御質問でして、いわゆる統制経済によつて價格の統制というものが嚴守されておる今日、然らばその中小企業というものの發展ということは、どこに主眼を置くか、現在具体的に申しますと、價格が決まつておつて、而もそれが物價に於いて殆んど利潤も認められておらないような状態になつておるのでございます。さういふ場合において中小企業の發展というものは、インフレ下におきましては如何なるものを意味するか

ということについて大臣の御所見を伺いたい。

○國務大臣(水谷長三郎) 先程の御答弁、斷言してござります。失礼いたしました。が、今度の三党政策協定におきまして、統制は必要止むを得ざるものに止めようといふことになつております。今度の田中總理の施政方針におきまして、できるだけ統制を必要なものから省いて行くといふようなことを述べられておまして、今後日本の經濟が、今のような程度の價格なる統制が將來ずっと続くといふことは我々も予想しておらないのであります。それならば、差し詰め當面の問題としてはどうかというのであります。が、中小企業の振興といふものは大体輸出産業、更に又基本産業の牽連産業、或いは生活必需品といふ点に限られておるのであります。それらは現在の經濟上の下においても、政府はいたしまして當然育成して行かなくてはならぬものばかりでございます。單に統制といふことだけの面だけではないに、外に積極的な主な面が十分あるものであります。それに若し最近予想される物價改訂と配合して行きますならば、御心配のようなことはできるだけ排除できるのではないかと、このように考へております。

○油井賢太郎君 どうも大臣は私の質問について少しポイントが外れているようですが、現在の状況では、價格の公定が設定されておまして、中小再生産の方向に向ふような状況になつております。これが中小再生産でなく、拡大再生産に向ふような対策を講じられるかという、こういう点に特筆するわけ

です。

五

○國務大臣(水谷長三郎君) 私はこの
中小企業が不振の原因は、主として資
金と資材の面が一番大きなのでありま
して、價格の面は資金、資材の面に比
べれば私は輕いのではないかと思ふ。

と申しますのは、資金と資本は、外の大企業と同じ程度に中小企業を潤してゐるならば、それは中小企業なんかにはコスト高というものは招来しないものであると、こういうふうに考えており

ます。従つて私は統制經濟の下におきましても、若し中小企業に対する資金、資材の面が解決できるならば、私は現在必要止むを得ない形で行われておる價格統制の下におきましても、中小企業は成立つて行くのではないか、このように考えておるのであります。

○中川以實 私が長い間念願をしておりました中小企業に対します今回のかような特別の配慮が、政府において考えられましたことは、誠に欣快に堪えないことでございますが、只今この御説明の中で承っておりますと、中小

企業廳ができて、これは大體の計画並
びに指導を總括的にやる廳である。而
して別に各物資については原局がそれ
ぞれあつて原局が取扱うという、こう
いうお話であつたのでありますが、そ
ういたしますと、その他に安本がど
ういふまゝで、これは全國立案の者とし

で、只今物質について關係をしており
ます。殊に最近の案情を見ますと、や
やともいたしますと、經濟安定本部が
余りにも第一線に出過ぎまして、折衝
の商工省の原局というものがその影に
隠れて引込んでしまふ、非常に地位が
弱いということを私共は常々痛感させ
ているのであります。今度はここにま
中小企業廳ができました際におきま

ては、原局と安本と中小企業廳と、この三者の間に入りまして業者は非常に困難をするのじやないか。窓口が多過ぎるのじやないかということを懸念いたします。先ず中小企業廳の關係がどういうふうになるか、あらゆる物資について中小企業廳で扱うものは別に原局があるかどうかということを守りたいと思います。

それから中小企業廳ができました上

は、経済安定本部の仕事は是非ともできるだけ縮小いたしまして、でき得べくんば、企画立案のことに關しましては、中小企業團に移して頂きたいと私は念願いたします。この点について如何にお考えになるかということをお聞きしたいと思います。

只今油井委員から極めて適切なる御質問があつたのでありますが、従来中小企業というものが誠に難子扱いをされておりました。只今物價の例がございしましたが、現実は大企業におきます重要な物資につきましては、物價問題

年々船賃額において月割的増進に反合
理的に決定をされているのであります
が、中小企業の生産をしております
ところの多くの品種、殊に生活必需品
資等に対しての物價の決定という
ものは、常に重要物資より数ヶ月遅れ
て発表されております。かかるが故に

例えて申しますと、昨年の七月に新物價体系ができて、あの際に直ちに新しい物價が発表される取段になつたのでありますが、先ず石炭、鉄、その他重要物資の順序で價格が発表されましたが、多くの生活必需物資のときはずつと遅れてこれが発表されて、甚だしき例によりますと、私が知つております範囲内におきましては、

本年の一月において初めて七月に改訂さるべき物價の③が決定した。半年以上も③が遅れたという例があるのであります。さようにいたしますると、中小企業は、中小企業に用いますところの基礎資材につきましては、新らしい價格を以ちましてターポンが發行されておりますので、新らしい高い價格で入手しなければならぬ。これで生産しまして中小企業が懸命な努力を

いたしまして、できません製品は、依然としてこれを⑤で賣らなければならぬ。この場合中小企業は常に赤字を出しているのであります。これを決して政府は補償しておりません。大企業に対しては赤字融資或いは補償等を行っておりありますが、この中小企業の惨め

な突態に對しましては商工當局は十分な御理解がないのじやないかと思ひます。常に苦しい仕事をしております。そのために止むを得ず中小企業が闇をする。ここに中小企業が闇の温床になるといふ一つの原因がある。政府自体

の政策において後継意を欠いた点があるがために、かような状態を今日作つたのじやないかと私は存じます。この点につきましても中小企業の価格対策というものは、中小企業を振興いたします上に極めて重大でありますので、物販課におきますあの仕事は、これ亦

中小企業體において、本當に工場の繁
 榮、中小企業の繁榮の實情を知つてお
 りまするところにおいて御決定を願ひ
 ようにさしたかどうかと思ひます。私
 共はさように熱望しておりますが、従
 來のように物價と中小企業體の關係
 が、商工省と物價廳との關係にありま
 す限りは、中小企業は私は救われな
 いと思つております。

もう一つは、従来は各企業につきま
しては、一企業の許可制度を採つて
おりましたが、今日は企業の自由を許
しております。然るが故に、中小企業
のごときは到るところで自由に企業を
開設できるのであります。ところが中
小企業に対して、一方において企業
の自由は認めながら、あらゆる物資
に対します統制を強化している。こう
なりますと、ややともいたしますと、

できまして、少い物資を奪ひ合う。そのために折角中小企業が発展しようとしても、お互いが共倒れになる恐れがあるのです。かような問題に対しまして、中小企業を健全に振興育成させます点におきまして、企業の実業と

いう点につきまして、何かのそこには、應の御制限をお加えになるというお考えがあるかどうか。それとも一應統制を取らば幅大幅に改訂をされて、そういう矛盾をお取除きになるお考えがあるかどうか。その点を伺いたいと思っております。今月の花間集を、全案の自由

ます。今日の新聞雑誌が、企業家の自由におきますところの兩者の矛盾はあらゆる生産に大きな悪影響を及ぼし、これがために正直な者はいつも罵詈雑言、不正な不徳漢のみ太るといふ今日の中小企業の現状であります。この点に對する御所見も併せて承わりたいと

○御攝大臣(水谷長三郎君) 四つの御質問のうち二、三を私がお答えしまして、一と四は局長から御答弁申上げます。

中小企業廳と安本との關係であります。これは私の考えから申しますれば●中小企業プロバの企圖は、できるだけこれは中小企業廳でやらねばならぬ。

らんと思っております。ただこの中小企業と他の産業との関連における企画というようなものは、これはやはり官廳の性格上、安本が商工省と緊密なる連絡の下にやるべきではないか、このように考えております。その間の調整をできるだけとつて來たのであります。が、幸い安本に対しては、多くの優秀なる事務官僚を商工省から送っております關係上、他の省に比べて安

それから物價の問題でございますが、これは誠に説明尤もでございます。現にあの東芝のような、ああいふ行つておる。今後もそれ以上、十分な連絡、調整をとつて行きたい、このように考えております。

う大工場におきましても、その完成品の価格の設定というものが非常に遅れまして、その間企業に大きな迷惑を掛けてゐる。ああいうような大工場においてもそうでありますが、定めし中小企業の場合におきましては、その興え

は、私に十分に認めておるのであります。そして、この度の物価改訂に対しましては、そういうようなことはできるだけ少くいたしまして、苟くも眞面目な企業が成立つたための適正なる価格というものは、タトムリに一ツやつて行

かなければならんし、又生産担当省の
商工省といたしまして、この点物價
と緊密な連絡をとりまして、でき
るだけこれまでのような弊害を除きた
いという工合に考えておりまして、調
査官には誠に同感でありまして、私も
いろいろ各種の工場を視察に行きまし
たときに、始終聞かされた問題であり
まして、全力を注いで正したい。こ

中小企業法を制定した際におきまして、一、つてあります。御座います。と、思ふのであります。

ただこれは中小企業法でやらねばならぬ、まして、全力を注いで正したい。

のようによつてあります。

○政府委員(細井富太郎君) 中小企業法ができた時に、中小企業と原局との企業なり、物資の扱いについての関係は、御説明申し上げたい。先程申し上げました通り、中小企業は直接企業なり、割当の物資を所管いたさないでございまして、原局との関係を原局にいたしまして、これは勿論必要でございまして、そのために中小企業には、各原局からそれらの所管の担当官を、中小企業に特に出張する。各原局に別に分けた各課に業務をいたしまして、そうしてやつて行く。従つて業者から見ると、物資の配給を受ける窓口は、各原局なり或いはその系統の商工局関係でありまして、そのために、中小企業法ができたために、窓口が二本になつて困るということはないやうになつております。

それから企業整備の問題であります。先程中川委員からお話のあつた通り、終戦後企業許可令、企業整備令、その他の企業に関する統制法規は撤廃いたしましたので、今日何人が如何なる企業を始めるのも自由だ。併しなから必要な資材は、特に重要資材については強力な統制が布かれておるといふために、共倒れになる虞れがあるといふことではあります。この点については、これから戦争中のような強権を以て企業の閉止なり、合併なり、その他企業整備の命令をすることができない。又企業許可令のように、新しく開始するのを抑えるといふことは、自由なる競争をさせようといふ世の中においては、それはよくないことであることは勿論であります。併し今日のように非常に重要な物資が不足して

おるときには、その資材を有効に使つて、良いものを作るといふためには、物資の悪い所には行渡らないといふことは当然でございまして、このためには、場合によつては一定の能力に関する制限を附けまして、その制限に達しないものには資材は附けないといふことも行われるかと思ひますが、又物によつては統制下において自由公正な競争を行はせまして、要するに自分たちの製品が悪いためにお客が取れないといふやうな所には、次の機会において割当を調整して行くといふことで、統制の下においても自由なる力の競争をして貰ふといふことも必要かと思ひます。法制的な強権を以てやることはいたしませんけれども、或るべく自由な、公正な競争の下に、或る程度の制約をして行くといふことは止むを得ないことと、こう考へております。

○委員(下條康博君) 本日はこの程度で止めて置かしまして、商工大臣に對する御質問もありません。総務大臣の御出席を願つておりますから、この連合委員会を続けたいと思ひます。それで次回は、大體總務の御都合を伺ひまして、明後日の水曜日の午前十時から開きたいと思つております。決まりましたら改めて公報を以て御通知いたします。散會いたします。

午後零時十六分散會

出席者は左の通り。

決算委員 下條 康博君
委員 西山 龜七君
理事 山下 義信君
委員 吉川 末次郎君

商業委員
委員長 一松 政二君
委員 中平 常太郎君
松下 松治郎君
黒川 武雄君
深川 榮左門君
油井 野太郎君
小林 米三郎君
佐伯 卯四郎君
高瀬 莊太郎君
波多 野林一君
廣瀬 興兵衛君
稲垣 平太郎君
下條 恭兵衛君
中川 良君
大庭 善三君
平岡 市三君
堀 末治君
楠見 義男君
小宮 山常吉君
玉置 吉之助君
田村 文吉君
佐々木 良作君

飲工業委員
委員長 稲垣 平太郎君
理事 下條 恭兵衛君
委員 中川 良君
大庭 善三君
平岡 市三君
堀 末治君
楠見 義男君
小宮 山常吉君
玉置 吉之助君
田村 文吉君
佐々木 良作君

國務大臣
商工大臣 水谷 長三郎君

政府委員
商工事務局
(生活物資局長) 細井 富太郎君

第二十四部 決算・商業・鉱工業適合委員会記録第一号 昭和二十三年三月二十九日【巻頭語】

八

昭和二十三年六月九日印刷

昭和二十三年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局